

ると、返ってきたのは「では、マッチと煙草も一本もらえるかな」といういつも通りのホームズの声でした。仰天するスミス。そこにモートン警部が駆け込んできます。

例題 3 [★★★★☆]

¹The officer gave the usual cautions.

²“I arrest you on the charge of the murder of one Victor Savage,” he concluded.

³“And you might add of the attempted murder of one Sherlock Holmes,” remarked my friend with a chuckle. ⁴“To save an invalid trouble, Inspector, Mr. Culverton Smith was good enough to give our signal by turning up the gas. ⁵By the way, the prisoner has a small box in the right-hand pocket of his coat which it would be as well to remove. ⁶Thank you. ⁷I would handle it gingerly if I were you. ⁸Put it down here. ⁹It may play its part in the trial.”

(Arthur Conan Doyle (1913): ‘The Adventure of the Dying Detective’)

[文脈] 啞然とするスミスをモートンが逮捕します。

[語法・構文]

- **the usual cautions**: 「逮捕前のいつも通りの（お決まりの）注意の言葉」
- **on the charge of...**: 「...の容疑で」
- **one Victor Savage** というのはスミスの甥のこと。oneが人名につくと、「という人物」というニュアンスになりますが、ここは逮捕の宣言文の形式に従ったものなので、あえて訳す必要はないかと思います。3行目の one Sherlock Holmesも同じ用法。
- **with a chuckle**: 「クスクスと笑いながら」
- **our signal** という語句から、灯がモートン警部が入ってくる際の合図だったことが分かります。
- **it would be as well to** 不定詞: 「...したほうがよい」
- **gingerly**: 「慎重に」

ポイント

[第3文]

- you might add of...まで読んだところで、add ofなどという言い方があったらどうかと疑問に思った人もいるかもしれません。その違和感は正しく、そういう時には改めて構造を確認してみることが大切です。ではどのように考えればよいでしょうか。
- スミスがホームズを罠にしかけて殺そうとしていたという文脈、それから、one Sherlock Holmes という言い方がポイントです。oneがあることからこの部分が逮捕の宣言文の一部となっている可能性に目を向けると、of the murder of one Victor Savage 「ヴィクター・サヴェッジの殺害」と of the attempted murder of one Sherlock Holmes 「シャーロック・ホームズの殺害未遂」が同列のものとなっているという考えに至ることができるのではないでしょうか。
- ここまでが見えれば、この add は「(容疑の内容に) 加える」という意味であり、of the attempted murder of one Sherlock Holmes というのは mention の用法、つまり、この言葉そのものを指していて、直前の宣言文の on the charge につながるものだということが理解できると思います。「それに「シャーロック・ホームズ殺害未遂の」(という言葉)を加えてもいいね」ということです。

[第4文]

- かなり丁寧な言い方になっていますが、当然これはここまでホームズをやっつけたと思って嘲笑っていたスミスに対するあてこすりですね。
- To save an invalid trouble をあまり考えずに「不当な手間を省くために」などとやってはいけません。ここは、save (V) an invalid (O₁) trouble (O₂) で「病人(である自分)に手間をかけないために」ということ。ここにも「お優しいことに」(good enough) というニュアンスを込めて皮肉を効かせているわけです。

訳例

警部はお決まりの注意を口にすると、「おまえをヴィクター・サヴェッジ

殺害の容疑で逮捕する」と言い放った。

「「シャーロック・ホームズ殺害未遂の」を付け加えてもいいね」と私の友人はクスクスと笑いながら言った。「警部、カルヴァートン・スミス氏は、病人に手間はかけさせまいとご親切に灯をつけて合図を送ってくれたんですよ。ところで、犯人はコートの右ポケットに処分したほうがよい小箱を持っています。ありがとう。私なら慎重に扱いますよ。ここに置いて下さい。裁判で役に立つかもしれません」

文法・語法コラム (10)

use と mention

さて、第1章に続き、本章でも2回ほど mention の用法で言葉そのものを指している例、つまり、その語やフレーズの本来の文法的な役割に関係なく、「...という言葉、言い方」という意味の名詞句として使用している例が出てきました(3.3節の【例題2】と3.4節の【例題3】)。上でも言及した通り、言葉を本来の役割で使う use と、その言葉自体を指す名詞として使う mention の区別については前著『英文解体新書』の6.5節で詳しく扱いましたが、幸い読者の方にも好評価だったようです。今回の例題のように mention されている語句に引用符や斜体字などのサインがない場合は特に混乱を生みがちで、実際に翻訳書などでも use と mention を混同して誤訳をしまっている例が見受けられます。

とはいえ、この区別を学習書の中で取り上げたのは、もちろん『英文解体新書』が初めてではありません。実質的にこれと同じことに注意を促したものはかなり古くから存在します。例えば学習英文法書の古典的名著、細江逸記(1926)『英文法汎論』の第四章「相等語句」では、名詞相当語句として「引用語、句、文句、又は文」を次のような例とともに紹介しています。

- (1) *'Impossible'* was not in Napoleon's dictionary.

[訳] 「不可能」はナポレオンの辞書にはなかった。

- (2) I do not like your *'if I could.'*

[訳] 私はあなたの「できたら」が好きではない。

(細江逸記(1926)『英文法汎論』p.39 ([訳]は引用者))

本書で言うところの語や語句に対する mention の用法に注意を促している

ことが見て取れます。しかも、「引用符號は必ずしも要せない」という点にも触れ、さらにシェイクスピアの『お気に召すまま』から以下のような例を引いています。

(3) Was is not is. —Shakespeare.

[訳] 「だった」というのは「だ」というのとは違う。

(細江逸記 (1926) 『英文法汎論』 p.39 ([訳] は引用者))

mention の用法に注意を促す視点は古くから存在したということが分かりますね。

ちなみに、(1) の例文では impossible という形容詞を mention で主語にしているわけですが、これと似た例が一昔前にインターネット上で話題になったことがあります。ある大手企業のテレビ CM でモハメド・アリ選手の Impossible is nothing. という言葉がキャッチフレーズに用いられた際のことです。Nothing is impossible. でないと文法的におかしい、とか、CVS の倒置ではないか、といったようなやや的外れの議論がなされていたように思いますが、文脈を見ると、アリ選手はこの一文が含まれる一節を、Impossible is just a big word... と、はっきりと impossible がどういう言葉かということの説明する形で始めており、続く全ての文も「impossible という言葉 (あるいは概念)」を主語にしたものとなっていることが明白です。したがって、問題の文の impossible も、この言葉自体を mention したものであり、「不可能」という言葉なんて、取るに足りないものだ」と言おうとしているわけです。細江逸記先生がこの CM を見ていれば、ネットの議論もすぐに解決したかもしれませんね。